

# 主要国の温暖化対策税

(ノルウェー、デンマーク、オランダ、ドイツ、英国)

ノルウェー .....	1
デンマーク .....	7
オランダ .....	17
ドイツ .....	25
英 国 .....	37



# ノルウェー<sup>1</sup>

## 1. 排出状況

ノルウェーでは、2002年に温暖化防止計画を策定し、温暖化対策に取り組んでいる。京都議定書の温室効果ガス削減目標は、1990年比1%の増加（2008-2012年）に止めること設定されているが、温室効果ガスについては、2000年度時点で既に1990年比6.3%増加している。また、そのうち二酸化炭素については、同じく2000年度時点で既に1990年比17.4%増加している。

表 1 二酸化炭素の部門別等排出量

単位：kt

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000/1990
エネルギー転換部門	7,263	7,453	8,226	8,589	9,148	8,919	9,777	10,244	9,907	9,527	10,413	143.4%
産業部門（農林業除く）	3,465	3,209	3,117	3,310	4,003	3,637	4,158	4,249	4,427	4,276	4,029	116.3%
運輸部門	11,086	10,988	11,194	11,846	11,632	12,067	12,706	12,944	13,342	13,937	13,138	118.5%
民生部門と農林業部門	4,269	3,824	3,506	3,409	3,599	3,556	4,295	3,867	3,791	3,873	3,241	75.9%
工業プロセス	6,222	5,724	5,794	6,189	6,542	6,789	7,050	6,949	7,066	6,854	7,251	116.5%
廃棄物	37	37	37	38	38	39	39	56	91	83	125	337.8%
その他	2,821	2,264	2,415	2,441	2,697	2,749	2,915	2,884	2,690	3,193	3,076	109.0%
合計	35,163	33,499	34,289	35,822	37,659	37,756	40,940	41,193	41,314	41,743	41,273	117.4%

出所：UNFCCC データベース

注：上表中のその他は土地利用の変化、燃料からの漏出、その他の燃料の燃焼を含む。

<sup>1</sup>為替レートは、1NKR=15.56円（2004年3月23日時点）を用いた。

## 2. 今までの取組

ノルウェー政府における、温暖化対策のためのこれまでの取り組みを部門毎に整理すると以下の通りである。

部門	対策	2005 年削減目標 (100 万 t-C)
部門横断	CO <sub>2</sub> 税課税	2.6
	石油法によるフレア燃焼の許可制	—
	汚染管理法／IPCC 指令による規制	—
	排出量取引	1.6
エネルギー転換	電気税課税 <sup>2</sup>	—
	再生可能エネルギー導入促進のための設備投資に対する課税控除措置及び補助金等	—
	CO <sub>2</sub> を排出しないガス火力発電所の建設	—
	汚染管理法による非メタン炭化水素(NMVOC)の排出規制	0.45
	スレイプナー油田における CO <sub>2</sub> 地中貯留（国営のスタット・オイル社）	1.0
産業	アルミニウム製造業界との協定	0.7-3 <sup>3</sup>
	製造業の個別企業との間の協定	—
運輸	自動車取得税のグリーン化、電気自動車に対する自動車取得税の免除。	—
廃棄物	汚染管理法によるメタン回収・燃焼の許可制	0.5
	廃棄物の最終処分への課税	—
	廃棄物排出量の最小化に関する産業界との協定	0.6
	埋立処分に関する EU 指令の遵守	—

出所：UNFCCC ノルウェー第 3 次国別報告書

<sup>2</sup> 2003 年 10 月に発表された 2004 年度予算案によれば、2004 年 7 月に産業部門向けの新電力税制度が導入されるまでは、全産業部門及び公共部門に対する現行の電力税は、2004 年 1 月 1 日より一時的に免除されることとなった。新電力税制度の目的は、エネルギー省によると、電力消費の抑制と環境に優しいエネルギーの利用拡大である。ただし、同制度策定の動きの背景として、電力消費企業に対する同国の免税措置に対して、EU が法的措置に出る EU 法との整合性を確保する狙いも一部にあったことを、同省は明らかにしている（なお、ノルウェーは EU 加盟国ではないが、EU との間の貿易協定上、競争や補助金に関する EU 法の遵守を義務付けられている）。

<sup>3</sup> 最小値は直接的な削減効果のみ、最大値は協定締結以前の自主的取組も含めた削減効果の値。

### 3. 税導入の経緯、概要

鉱油、ガソリン、石炭及びコークス、並びに北海の大陸棚における原油及び天然ガスの生産活動に対して課税される。CO<sub>2</sub> 税は、CO<sub>2</sub> の排出量に対してではなく、エネルギー製品の物量（体積、質量）に対して課税される。

1991 年から 1999 年までは、既存の化石燃料に対する税と統合されていたが、1999 年以降 CO<sub>2</sub> 税として切り離された。

1991 年：炭素税[CO<sub>2</sub>-tax]の導入。

1992～93 年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用及び電気を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止し、炭素税の税率を引き上げ。

1999 年：新グリーン税制を導入。炭素税課税対象を北海油田への供給船、航空運輸、沿岸海上運輸にまで拡張。

表 2 主な課税対象と税率<sup>4</sup>

		CO <sub>2</sub> 税				既存エネルギー税	
		税率		炭素換算			
交通用	ガソリン（無鉛）	760.00	NKR/kl	1,200.29	NKR/t-C	4,340.00	NKR/kl
		11,825.60	円/kL	18,676.52	円/t-C	67,530.40	円/kL
	ディーゼル/軽油	510.00	NKR/kl	712.56	NKR/t-C	3,740.00	NKR/kl
		7,935.60	円/kL	11,087.44	円/t-C	58,194.40	円/kL
航空機燃料（ケロシン）	—	NKR/kl	—	NKR/t-C	—	NKR/kl	
	—	円/kL	—	円/t-C	—	円/kL	
その他	軽油	510.00	NKR/kl	712.56	NKR/t-C	190.00	NKR/kl
		7,935.60	円/kL	11,087.44	円/t-C	2,956.40	円/kL
	重油	510.00	NKR/t	626.31	NKR/t-C	190.00	NKR/kt
		7,935.60	円/t	9,745.46	円/t-C	2,956.40	円/t
	LPG	—	NKR/t	—	NKR/t-C	—	NKR/t
		—	円/t	—	円/t-C	—	円/t
	灯油	510.00	NKR/kl	750.42	NKR/t-C	190.00	NKR/kl
		7,935.60	円/kL	11,676.57	円/t-C	2,956.40	円/kL
	石炭	500.00	NKR/t	760.73	NKR/t-C	—	NKR/t
		7,780.00	円/t	11,836.99	円/t-C	—	円/t
	天然ガス	0.7600	NKR/m <sup>3</sup>	1,379.2239	NKR/t-C	—	NKR/m <sup>3</sup>
		11.83	円/m <sup>3</sup>	21,460.72	円/t-C	—	円/m <sup>3</sup>
電気	—	NKR/kWh	*	NKR/t-C	0.09	NKR/kWh	
	—	円/kWh	*	円/t-C	1.33	円/kWh	

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省（2003年7月）『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

<sup>4</sup> CO<sub>2</sub> 税の税率については、ノルウェー財務省 Web サイト (<http://odin.dep.no/fin/engelsk/p4500279/p4500285/006041-990409/index-dok000-b-n-a.html>) を参照した。また、既存エネルギー税の税率については、EU (2000.6) " Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland" を参照した。

#### 4. 納税義務者

生産者及び輸入者（例えば下流工程の石油販売企業）がノルウェー関税消費税庁(NCE)への納税義務を負い、国内市場における化石燃料製品の売上額に応じ自己申告にて支払額が決定される。その上で、NCEがこれを確認し徴税が行われるが、ノルウェー国内市場には石油販売企業が6-8社しか存在しないため、費用対効果に優れた徴税システムとなっている。（上流）

ただし、石油採掘業者の自家消費分については、ノルウェー石油監督庁(NPD)が、徴税の責務を負っている。各油田における操業者は、年に2度（4月1日、10月1日）、NPDに対してCO<sub>2</sub>税を支払う。

#### 5. 温暖化防止のための税制とこれに関連する施策

国内排出量取引制度を2005年に導入予定である。これは、政府の温暖化防止計画（2001～2002年策定）により、既存のCO<sub>2</sub>税を縮小・代替させる位置付けで排出量取引制度の導入が盛り込まれたものである。

#### 6. 減免措置

環境税制改革における主な減免措置は表3の通りである。

表3 主な減免措置

部門	競争力／社会的影響／環境影響への配慮
農林水産業部門	【競争力への配慮】 ・ 遠洋漁業・近海漁業における船舶用燃料は免税とする。
エネルギー転換部門	—
製造業部門	【競争力への配慮】 ・ セメント生産に使用する石炭及びコークスは免税とする。 ・ 工業プロセスに使用する石炭及びコークスは免税とする。 ・ 製紙パルプ製造業で使用する燃料には軽減税率を適用する。 ・ 魚肉加工業で使用する燃料には軽減税率を適用する。
民生部門	【社会的影響への配慮】 ・ 博物館・美術館で使用する燃料は免税とする。
運輸部門	【競争力への配慮】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間航空会社の国際線で使用する燃料は免税とする。</li> <li>・ 国際海運業における船舶用燃料は免税とする。</li> <li>・ 民間航空会社の国内線で使用する燃料には軽減税率を適用する。</li> </ul> <p>【環境影響への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道で使用する燃料は免税とする。</li> <li>・ 国内海運業における物流用の船舶燃料には軽減税率を適用する。</li> <li>・ 北海油田への供給船(supply fleet)の船舶燃料には軽減税率を適用する。</li> </ul>
その他	<p>【競争力への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出用燃料は免税とする。</li> </ul> <p>【社会的影響への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NATO で使用する燃料は免税とする。</li> </ul> <p>【環境への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本土で使用する天然ガスは免税とする。</li> </ul>

## 7. 収支

### (1) 税収

税収額は 78 億 NOK (1,200 億円 [2004 年度見込]) である。

### (2) 使途 (2004 年)

税収は一般財源となる。

## 8. 評価

経済分析センター (ECON) (民間コンサルタント会社) が、1994 年に行ったインタビューに基づく評価 (事後評価) [ノルウェー石油産業連盟 (OLF) の委託調査] によると、炭素税を財源とした施策による CO<sub>2</sub> 排出削減効果を次のように評価している。

1991 年から 1993 年にかけて、北海油田の石油ガス採掘事業部門における石油/ガスの単位生産量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量が減少 (最終的には、2.7% 減と推定)。なお、CO<sub>2</sub> 排出量の実績値は、1990 年と 1994 年を当該部門で比較すると、それぞれ 670、750 万トン・CO<sub>2</sub> であり、増加した。

また、経済分析センター (ECON) が、1997 年に行ったインタビューに基づく評価 (事後評価) [石油エネルギー省の委託調査] によると、炭素税を財源とした施策による CO<sub>2</sub> 排出削減効果を次のように評価している。1991 年から 1996 年に導入された温暖化対策関連の施策のうち、炭素税によって財政的に実施可能となった施策の実施の有無による 1996 年時点の CO<sub>2</sub> 排出量の差を推定 (北海油田の石油ガス採掘事業部門からの CO<sub>2</sub> 排出量のみ

を対象)して比較した結果、3%減少したと評価している。

さらに、ノルウェー統計局(Statistics Norway, Research Department)が、2002年12月に行った、マクロの価格弾性値の推定及び応用一般均衡モデル(事後評価)では、1999年における実際の排出量と炭素税を導入しなかったと仮定した場合の排出量の差を2.3%の削減と評価している。

## デンマーク<sup>5</sup>

### 1. 排出状況

デンマークでは、2005年の二酸化炭素排出量を1988年レベルから20%削減する国家目標を掲げている。これにより、エネルギー効率はおよそ1994年レベルから20%改善し、また再生可能エネルギー利用量が100PJ<sup>6</sup>（2005年のエネルギー消費の12-14%に相当）に達するものとしている。また、京都議定書に関わる温室効果ガスの排出削減に関する目標は1990年比21%の削減である

デンマークでは、二酸化炭素の排出源は発電所、住宅、産業部門の石炭、石油、天然ガスの燃焼や交通部門からの排出である。年毎に大きく排出量が変わるが、この要因は北欧諸国との間の電力貿易に伴うものである。2000年と2001年の温室効果ガスの総排出量は1990年値を若干下回る結果となった。近年の二酸化炭素排出量の減少は、発電所の燃料転換、すなわち石炭から天然ガスや再生可能エネルギーへのシフトが進んだためである。

表 4 二酸化炭素の部門別排出量の推移 (kt-CO<sub>2</sub>)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000/1990
エネルギー転換部門		35,155	30,127	31,689	35,388	32,024	44,412	35,433	31,506	28,237	25,250	71.8%
産業部門(農林業除く)	5,605	6,012	5,873	5,804	6,300	6,705	6,888	6,763	6,081	6,129	5,823	103.9%
運輸部門	10,381	10,974	11,006	11,183	11,619	11,764	11,960	12,080	12,102	12,184	12,028	115.9%
民生部門と農林業部門	9,078	9,525	8,585	9,326	8,659	8,737	9,349	8,665	8,343	8,277	7,593	83.6%
工業プロセス	1,005	1,178	1,300	1,311	1,318	1,311	1,388	1,539	1,436	1,402	1,453	144.6%
廃棄物												-
その他	26,566	616	632	571	571	460	517	681	538	1,016	705	2.7%
合計	52,635	63,460	57,523	59,884	63,855	61,001	74,514	65,161	60,006	57,245	52,852	100.4%

出所：UNFCCC データベース

注：エネルギー転換部門は2000年と1991年の比較

<sup>5</sup>為替レートは、1DKR=17.70円（2004年3月23日時点）を用いた。

<sup>6</sup> PJ：ペタジュール。千兆ジュール。

## 2. 今までの取組

1996年より施行されたエネルギー行動計画である「エネルギー21」では、上記の目標達成に必要な具体的計画が策定されている。また、この計画に加え、政府は新エネルギーの利用を2030年まで毎年平均1%増加させ、最終的にはエネルギー消費全体の35%まで増加させることを決定した。また、2003年2月、デンマーク政府は新しい気候変動戦略を公表した。最近の予測によると、本新戦略が行われない場合では、2008-2012年の期間中に2000-2500万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが1990年レベルを超えて排出されるものとされている。新戦略では、コスト効果を考慮し、また京都メカニズムを組み合わせた対策を盛り込んでいる。この中で、温室効果ガス削減コストの国際価格との兼ね合いから、120DKR/t-CO<sub>2</sub>を上限に国内政策の採用を検討している。

表 5 温室効果ガス対策のリスト

部門	対策	2008-2012年の 年間平均削減量 (kt-CO <sub>2</sub> )
エネルギー転換	石炭から天然ガスへのシフト	725
	天然ガス燃料の地域暖房へのヒートポンプへの置き換え	90
	-天然ガス燃料の小規模コージェネレーションのヒートポンプへの置き換え	190
	石油燃焼の地域暖房へのヒートポンプの置き換え	130
	天然ガス燃焼の初歩的なコージェネレーションのヒートポンプへの置き換え	170
	石炭燃焼のコージェネレーション	260
	バイオマスプラントへの転換	207
	北海の風力発電	496
	燃焼ガスの活用	300
省エネ	ボイラーの省エネ対策	27
	ガス炊きボイラーの省エネ対策	40
	省エネによる窓枠対策	164
農林業	地方のバイオガスプラントの設置	18
	乳牛の餌の変更	433
	植林(年間 1500 ha を 20 年間)	34

部門	対策	2008-2012 年の 年間平均削減量 (kt-CO <sub>2</sub> )
交通	燃料に対する課税の増税 (DKR 1/l)	595
	バイオ燃料の使用	470
	貨物自動車への自動車税	141
	自家用車への自動車税	451
	走行距離割当の中止	563
	都市における貨物輸送の効率化対策	42
廃棄物	埋立地からのメタンの回収	93

出所 : Denmark's Third National Communication on Climate Change Under the United Nations Framework Convention on Climate Change

### 3. 税導入の経緯、概要

デンマークでは、1990年代に3段階の税制改革が行われた。1993年改革は、1994年から1998年を対象に実施されたものであり、主として家庭部門を中心に行われた。すなわち、所得税の減税と環境税の導入である。炭素税の導入とともに、既存の化石燃料や電力に対するエネルギー税は増税された。

1995年税制改革は、1996年から2000年を対象に実施され、特に産業及び商業を中心に実施された。これはデンマークの二酸化炭素削減の国家目標の達成のために産業及び商業部門への炭素税の導入が重要な手段と位置づけられたことによる。

第3の税制改革は1998年に行われ、1998年から2002年を対象に、特に家庭を中心に行われた。ガソリンに対する既存エネルギー税が15-25%増税されるとともに、所得税が減税された。

1992年：課税標準が炭素含有量のみ依存する炭素税（100DKK<sup>7</sup>/t-CO<sub>2</sub>）が導入された。課税対象は、ガソリン、天然ガス以外の化石燃料、電力消費であったが、発電用化石燃料は非課税。当時、産業部門は非課税。炭素税の導入と同時に、石油、ガス、電力に関する既存エネルギー税が減税された。

1993年：産業部門に対して、50DKK/t-CO<sub>2</sub>（100DKK/t-CO<sub>2</sub>課税の後、半分は還付）の炭素税が導入された。エネルギー多消費産業に対する特別な還付措置も導入された。

1996年：天然ガスに炭素税が導入された。これまでのエネルギー多消費産業に対する特別な還付措置のかわりに、産業部門の工程別（重工程、軽工程<sup>8</sup>、室内暖房）及び、エネルギー効率改善に関する政府との協定の有無により実質的に異なる税率が適用される新しい制度を導入。

1998年：ガソリンに対する既存エネルギー税の増税など

なお、炭素税の導入とともに、既存エネルギー税の税率の変更が行われた。1992年の炭素税導入と同時に、石油、ガス、電力に関するエネルギー税の税率引き下げが行われた。その後1996年から1998年にかけてエネルギー税率の引上げが行われた。税収は一般財源に活用される<sup>9</sup>。

以上、併せて表6に示す。

<sup>7</sup> DKR=デンマーククローネ。1DKR=17.7円；2004/3/23

<sup>8</sup> 重工程とは、セメント、濃縮ミルク、精糖などの生産過程における、溶解・濃縮・乾燥など、エネルギー集約的な工程を含むものであり、炭素税法において明確に規定されている。軽工程とは、照明・事務機器などの非エネルギー集約的な利用を指す。

<sup>9</sup> EU Database on Environmental Taxes in the European Union member states, plus Norway and Switzerland Evaluation of Environmental Effects of Environmental taxes

表 6 主な課税対象と税率<sup>10</sup>

		CO2税				既存エネルギー税	
		税率		炭素換算		(エネルギー税)	
交通用	ガソリン（無鉛）	—	DKR/kl	—	DKR/t-C	3,870.00	DKR/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	68,499.00	円/kL
	ディーゼル/軽油	270.00	DKR/kl	377.24	DKR/t-C	2,580.00	DKR/kl
		4,779.00	円/kL	6,677.11	円/t-C	45,666.00	円/kL
	航空機燃料（ケロシン）	270.00	DKR/kl	402.02	DKR/t-C	2,120.00	DKR/kl
		4,779.00	円/kL	7,115.74	円/t-C	37,524.00	円/kL
その他	軽油	270.00	DKR/kl	377.24	DKR/t-C	1,730.00	DKR/kl
		4,779.00	円/kL	6,677.11	円/t-C	30,621.00	円/kL
	重油	320.00	DKR/t	353.68	DKR/t-C	1,950.00	DKR/t
		5,664.00	円/t	6,260.20	円/t-C	34,515.00	円/t
	LPG	300.00	DKR/t	366.43	DKR/t-C	2,220.00	DKR/t
		5,310.00	円/t	6,485.76	円/t-C	39,294.00	円/t
	灯油	270.00	DKR/kl	397.28	DKR/t-C	1,730.00	DKR/kl
		4,779.00	円/kL	7,031.90	円/t-C	30,621.00	円/kL
	石炭	242.00	DKR/t	368.19	DKR/t-C	1,183.00	DKR/t
		4,283.40	円/t	6,517.04	円/t-C	20,939.10	円/t
	天然ガス	0.2200	DKR/m <sup>3</sup>	399.2490	DKR/t-C	0.38	DKR/m <sup>3</sup>
		3.89	円/m <sup>3</sup>	7,066.71	円/t-C	6.73	円/m <sup>3</sup>
	電気	0.1000	DKR/kWh	*	DKR/t-C	0.43	DKR/kWh
		1.77	円/kWh	*	円/t-C	7.52	円/kWh

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省（2003年7月）『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

#### 4. 納税義務者

国内でエネルギーが消費される段階で課税。納税義務者は、燃料販売者や流通業者（下流課税）。

<sup>10</sup> CO2税の税率については、" IEA STATISTICS ENERGY PRICES & TAXES QUARTERY STATISTICS FOURTH QUARTER 2003"を参照した。また、既存エネルギー税の税率については、EU (2000.6) " Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland"を参照した。

## 5. 温暖化防止のための税制とこれに関連する施策

1996年の税制改革により、産業部門の工程別（重工程、軽工程）に加えて、政府とのエネルギー改善に関する協定の組み合わせによる税率設定の制度を導入した(下表参照)。これは炭素税と協定との組み合わせである。協定は、企業にエネルギー節約のインセンティブを付与することを目的としている。政府と協定を締結した企業は、エネルギー監査報告書を作成し、政府と合意した行動計画を実施する。エネルギー監査報告書には、関係する全てのエネルギー効率化プロジェクトと、費用便益分析の結果が記載される。同協定締結企業は、またエネルギー管理制度を企業内部に設置する必要がある。エネルギー監査報告書の内容が監査され、認証を得られてはじめてCO<sub>2</sub>税の還付が行われる仕組みとなっている。

表 7 1995年税制改革で導入されたCO<sub>2</sub>税の税率の変化（DKR）

年		1996	1997	1998	1999	2000
重工程 (DKR/CO <sub>2</sub> -t)	協定なし	5	10	15	20	25
	協定あり	3	3	3	3	3
軽工程 (DKR/CO <sub>2</sub> -t)	協定あり	50	60	70	80	90
	協定なし	50	50	50	58	68
室内暖房(DKR/CO <sub>2</sub> -tの炭素税とエネルギー税)		100	100	100	100	100

出所：デンマーク政府提供の税収資料(2000-2001)

## 6. 軽減措置

上記〔5〕の協定に基づく還付制度に加えて、その他の軽減措置は以下の表のとおり。

表 8 主な軽減措置

税の名称	炭素税
公共交通、小規模消費者等に対する措置	・ 公共交通用の一部燃料（ultra-light diesel, gas）は免税
産業部門に対する措置	・ 発電用燃料は免税 ・ 転換部門（電力及びガス）の石炭消費は免税 ・ 協定により軽減 ・ 漁業船舶用は免税
CHP（コージェネレーション）、再生可能エネルギー等に対する措置	・ 再生可能エネルギー、天然ガスの CHP による発電は、0.10DKR/kWh の補助金が交付される。 ・ 風力、水力、バイオ燃料による発電は 0.17DKR/kWh の補助金が交付される。

## 7. 収支

### （1）税収

CO<sub>2</sub> 税の税収は以下のとおりである。

表 9 CO<sub>2</sub> 税税収

CO <sub>2</sub> 税	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
（億 DKR）	37	39	46	45	47	48	49
（億円）	654	696	805	799	836	841	872

出所：デンマーク政府提供の税収資料(2000-2001)

### （2）使途

以下のものに使われる（額は 1996 年実績と 2000 年推計）。

- 協定締結企業への補助が企業部門からの税収の 42%（3 億クローネ）、0%
- 社会保険雇用者負担軽減財源が 28%（2 億クローネ）、84%（17.5 億クローネ）
- 中小企業への還元が 25%（1.8 億クローネ）、14%（2.95 億クローネ）
- 行政コストが 4.2%（0.3 億クローネ）、1.4%（0.3 億クローネ）

## 8. 評価

1999 年のデンマーク政府の評価によると、2005 年の二酸化炭素排出量は 3.8%、230 万トンが削減されるとしている。そのうち税そのものの効果は 2.0%、120 万トン、補助の効果は 1.2%で 70 万トン、協定の効果は 0.6%で 40 万トンと評価された。

### <参考資料>

- デンマーク政府へのアンケート調査結果(2000-2001)
- デンマーク政府提供の税収資料(2000-2001)
- Danish Energy Authority(2002), Green Taxes in Trade and Industry –Danish Experiences. Danish Energy Authority: Copenhagen.
- Ministry of Finance(1995)Energy Tax on Industry in Denmark. Shults Information.
- 諸富徹(2000)環境税の理論と実際. 有斐閣.
- The Danish Ministry of Taxation 2002
- UNFCCC Web サイト

使 途	内 容	金 額
協定締結企業のエネルギー効率改善対策に対する補助（企業の投資インセンティブ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府とエネルギー効率改善対策に関する協定を締結した企業に対し、エネルギー効率改善プロジェクトの実施に対する補助金を支出する。</li> <li>○ 政府と協定を締結した企業は、政府との協定の期間中に実施されるプロジェクトを全て記述したエネルギー監査報告書を作成する。</li> <li>○ 重工程を有する企業（エネルギー集約型企业）は、4年以内に合意したプロジェクトに着手する必要がある。</li> </ul> <p>協定の内容が満たされていないと判断される場合には、補助金の支出は行われない。</p>	<p>4年間で総額 18 億クローネを予定</p> <p>1996年 3 億クローネ  1997年 5 億クローネ  1998年 5 億クローネ  1999年 5 億クローネ  2000年 0 クローネ</p>
社会保険雇用者負担の削減のための財源	<p>企業の社会保険の雇用者負担の削減分に充てる。</p>	<p>1996年 2 億クローネ  1997年 4.9 億クローネ  1998年 9.45 億クローネ  1999年 11.15 億クローネ  2000年 17.5 億クローネ</p>
中小企業向けの還元	<p>エネルギー集約型の大企業の場合、政府との契約により省エネ補助を受けることができるが、中小企業ではこの恩恵を受けられない企業も多い。このため中小企業に対する負担緩和措置として同制度が設けられた。</p>	<p>1996年 1.8 億クローネ  1997年 2.1 億クローネ  1998年 2.55 億クローネ  1999年 2.55 億クローネ  2000年 2.95 億クローネ</p>
行政コスト	<p>税徴収に関わる費用</p>	<p>1996年 0.3 億クローネ  1997年 0.3 億クローネ  1998年 0.3 億クローネ  1999年 0.3 億クローネ  2000年 0.3 億クローネ</p>

※ 出所

- Ministry of Finance(1995)Energy Tax on Industry in Denmark. Shults Information.
- デンマーク政府へのアンケート調査結果(2000-2001)
- デンマーク政府提供の税収資料(2000-2001)
- The Danish Ministry of Taxation 2002



## オランダ<sup>11</sup>

### 1. 排出状況

オランダでは、1999年に気候政策実行計画(The Netherlands' Climate Policy Implementation Plan)を策定し、温暖化対策に取り組んできた。京都議定書の温室効果ガス削減目標は、1990年比6%の削減(2008-2012年)と設定されているが、二酸化炭素については、2000年度時点で既に8.7%増加している。

表 10 二酸化炭素の部門別等排出量

単位：kt

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000/1990
エネルギー転換部門	51,513	52,190	54,130	53,800	55,980	56,589	59,306	58,200	60,379	57,911	59,085	114.7%
産業部門(農林業除く)	41,889	42,660	42,510	39,920	40,950	43,084	42,239	39,010	43,244	43,150	43,003	102.7%
運輸部門	29,085	29,119	30,362	30,944	31,184	32,130	32,610	33,047	33,984	34,682	35,120	120.7%
民生部門と農林業部門	34,643	40,390	37,330	40,060	38,460	38,486	42,710	35,827	34,010	32,981	32,935	95.1%
工業プロセス	1,690	1,500	1,270	1,210	1,440	1,442	1,700	1,727	1,319	1,316	1,360	80.5%
廃棄物	500					113		145	557	453	453	90.6%
その他	310	1,630	100	2,000	750	815	1,141	1,017	1,564	1,568	1,571	506.8%
合計	159,630	167,489	165,702	167,934	168,764	172,659	179,706	168,973	175,057	172,061	173,527	108.7%

出所：UNFCCC データベース

<sup>11</sup>為替レートは、1EUR=131.39円(2004年3月23日時点)を用いた。

## 2. 今までの取組

1999 年に策定された気候政策実行計画（The Netherlands' Climate Policy Implementation Plan）に基づき施策を実施している。

表 11 温暖化対策のための政策的枠組み（CO<sub>2</sub>対策を抜粋）

部門	対策	削減目標 (100 万 t-C)
エネルギー転換	石炭火力発電所対策の協定	1.6
	発電効率向上のためのベンチマーク協定	0.4-0.5
	炭素税によるバイオマスへの燃料転換誘導、税法上の優遇（償却）、融資	0.5
	炭素税による天然ガスへの燃料転換誘導	0.0
	再生可能エネルギーの利用促進のための目標設定及びグリーン電力への炭素税免税	0.5
	コージェネの推進のための協定、環境許可(BAT)	BAU 織り込み 済み
産業	協定等による省エネの推進	0.6
民生	省エネ診断、補助金による住宅の省エネ推進	0.5
	住宅に設置する機器設備の省エネ推進	0.1
	省エネ診断、補助金による建物の省エネ推進	0.3
運輸	自動車燃費基準の強化	0.1
	自動車取得税のグリーン化	0.2
	ロードプライシング	0.1
	業務用車に対する税額控除の削減	0.1
	スピード違反取締強化（装置・人員の強化）等々	0.1
農林業	園芸産業での省エネ及び CO <sub>2</sub> 貯蔵による天然ガス燃焼削減	0.5
その他	植木の推進	0.03
合計		7.3

### 3. 税導入の経緯、概要

1988年までは、政府の様々な環境政策分野の費用の資金源として、いくつかの小規模の課徴金制度があった。この制度は柔軟性に欠け、あまり効率的でないことが判明した。このため、1988年、それまでの制度に代わり1つにまとめた一般燃料税 [general fuel charge] が導入された。この燃料税の税収は政府の環境対策費用として使途が特定されており、環境相の責任下で導入された。

しかし、この後行政需要の増大とそれに伴う税収増加の要請の高まりがあった。このため、税収使途の特定の維持は次第に困難となり、1992年、一般燃料税は、他の税とともに、財務相の責任下で「普通」税 [“normal” tax] に変更され、一般財源に繰り入れられた。それ以降、環境政策は一般財源から支払われることとなった。

この一般燃料税とは別に、「エネルギー規制税」が1996年、1997年、1998年の3段階を経て導入された。表12に一般燃料税及びエネルギー税の主な課税対象と税率を示した。また、参考までに既存エネルギー税についても併せて整理してある。なお、この既存エネルギー税による税収は一般財源となる。

表12 主な課税対象と税率<sup>12</sup>

		一般燃料税				エネルギー規制税				既存エネルギー税制	
		税率		炭素換算		税率		炭素換算			
交通用	ガソリン(無鉛)	11.83	EUR/kl	18.68	EUR/t-C	-	EUR/kl	-	EUR/t-C	579.90	EUR/kl
		1,554.34	円/kl	2,454.82	円/t-C	-	円/kl	-	円/t-C	76,193.06	円/kl
	ディーゼル/軽油	13.05	EUR/kl	18.23	EUR/t-C	-	EUR/kl	-	EUR/t-C	333.80	EUR/kl
		1,714.64	円/kl	2,395.65	円/t-C	-	円/kl	-	円/t-C	43,857.98	円/kl
航空機燃料(ケロシン)	12.74	EUR/kl	18.97	EUR/t-C	-	EUR/kl	-	EUR/t-C	333.80	EUR/kl	
	1,673.91	円/kl	2,492.38	円/t-C	-	円/kl	-	円/t-C	43,857.98	円/kl	
その他	軽油	13.05	EUR/kl	18.23	EUR/t-C	154.04	EUR/kl	215.22	EUR/t-C	46.56	EUR/kl
		1,714.64	円/kl	2,395.65	円/t-C	20,239.32	円/kl	28,277.90	円/t-C	6,117.52	円/kl
	重油	15.23	EUR/t	16.83	EUR/t-C	-	EUR/t	-	EUR/t-C	15.54	EUR/t
		2,001.07	円/t	2,211.70	円/t-C	-	円/t	-	円/t-C	2,041.80	円/t
	LPG	15.58	EUR/t	19.03	EUR/t-C	182.38	EUR/t	222.76	EUR/t-C	-	EUR/t
		2,047.06	円/t	2,500.32	円/t-C	23,962.91	円/t	29,268.88	円/t-C	-	円/t
	灯油	12.96	EUR/kl	19.07	EUR/t-C	152.77	EUR/kl	224.79	EUR/t-C	46.56	EUR/kl
		1,702.81	円/kl	2,505.55	円/t-C	20,072.45	円/kl	29,534.93	円/t-C	6,117.52	円/kl
	石炭	11.02	EUR/t	16.77	EUR/t-C	-	EUR/t	-	EUR/t-C	-	EUR/t
		1,447.92	円/t	2,202.95	円/t-C	-	円/t	-	円/t-C	-	円/t
	天然ガス	0.0102	EUR/m <sup>3</sup>	18.5106	EUR/t-C	0.1429	EUR/m <sup>3</sup>	259.3304	EUR/t-C	-	EUR/m <sup>3</sup>
		1.34	円/m <sup>3</sup>	2,432.11	円/t-C	18.78	円/m <sup>3</sup>	34,073.42	円/t-C	-	円/m <sup>3</sup>
	電気	-	EUR/kWh	*	EUR/t-C	0.0654	EUR/kWh	*	EUR/t-C	-	EUR/kWh
-		円/kWh	*	円/t-C	8.59	円/kWh	*	円/t-C	-	円/kWh	

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省(2003年7月)『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 天然ガスについては、0~5,000m<sup>3</sup>/年の消費量区分の税率である。

注3) 電気については、0~10,000kWh/年の消費量区分の税率である。

注4) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

<sup>12</sup>一般燃料税およびエネルギー規制税の税率については、オランダ財務省(2004)、“Taxation in the Netherlands 2004”を参照した。既存エネルギー税の税率については、EU(2000.6)“Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland”を参照した。

#### 4. 納税義務者

##### ■一般燃料税

石炭・ガス：燃料販売者、最終消費者

鉱物油：物品税である既存のエネルギー税の納税義務者（既存のエネルギー税とともに徴収）

（下流課税）

##### ■エネルギー規制税

電力及びガス：最終消費者にエネルギーを供給する企業

鉱物油：物品税である既存のエネルギー税の納税義務者

（下流課税）

#### 5. 温暖化防止のための税制とこれに関連する施策

温暖化対策税と協定制度等の間での連携は存在しない。

## 6. 減免措置

環境税制改革における主な減免措置は次の通りである。

表 13 主な減免措置

部門	競争力／社会的影響／環境影響への配慮
農林水産業	<p>【競争力への配慮】</p> <p>&lt;エネルギー規制税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室園芸業で用いる天然ガスは非課税（別途、エネルギー効率改善に関する協定を政府と締結済み）。</li> </ul>
エネルギー転換	<p>【環境影響への配慮】</p> <p>&lt;エネルギー規制税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域熱供給、発電用の天然ガス、再生可能エネルギーによる発電は非課税。</li> </ul>
製造業	<p>【競争力への配慮】</p> <p>&lt;一般燃料税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガスの大量消費者はエネルギー要素分<sup>13</sup>について軽減税率を適用。</li> </ul>
民生	<p>【社会的影響への配慮】</p> <p>&lt;エネルギー規制税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定（小規模エネルギー消費者への配慮）。</li> </ul>
運輸	—

<sup>13</sup> 同税の課税標準は炭素含有量とエネルギー要素分を考慮したものとなっており、そのエネルギー要素分に関して軽減税率を適用。

## 7. 収支

### (1) 税収

■一般燃料税：約 6 億 5,200 万ユーロ（2002 年度推計値）（約 857 億円）

■エネルギー規制税：約 24 億 2800 万ユーロ（2002 年度推計値）（約 3258 億円）

約 60%が家庭部門、約 40%が企業部門から徴収されている。

【家庭部門】約 24 億 2800 ユーロ × 約 60% = 約 15 億ユーロ

【企業部門】約 24 億 2800 ユーロ × 約 40% = 約 10 億ユーロ

### (2) 使途(2003 年)

■一般燃料税（general fuel tax）

使途は、特に環境政策には指定されておらず、一般財源に繰り入れられる。

■エネルギー規制税（regulatory energy tax）

税収は、その他の税の軽減や省エネ等の環境配慮行動を促進するための財政的措置を通じて、課税対象部門である家庭及び企業部門に対して各部門の納税額の全てを還元する。

#### 【家庭部門】

家庭に対しては、主に以下の 3 つの所得税に対する軽減を通じて還元される。

- 最も所得の低い階層に対する 0.6%の所得税率引き下げ
- 所得税控除額の引き上げ
- 高齢者に対する標準控除 額の引き上げ

他には、エネルギー奨励金（energy premiums）<sup>14</sup>による還元がある。

#### 【企業部門】

企業に対しては、主に以下の 3 つの方法で還元される。

- 社会保険料の雇用者負担の軽減
- 小規模の独立企業向け概算控除の引き上げ
- 法人税率の引き下げ（利益の 45,000 ユーロ超分に対する税率を 3%削減する。）

他にも、環境設備投資の加速償却やエネルギー投資に対する税控除を通じたものもある。

---

<sup>14</sup> エネルギー効率の高い製品の購入及び家庭で行う省エネ対策工事において、購入者へその費用の一部を払い戻する制度であり、2000 年 1 月 1 日に導入された。

○対象：環境ラベルを認定された家庭用電気製品、及び複層ガラス等の断熱材を導入して住宅の省エネ化を図るための工事が対象となる。また、2001 年 1 月 1 日からは、対象範囲が拡張されて、太陽光発電、太陽熱温水器及びヒートポンプも含まれるようになった。

○規模：2000 年度は、約 91 百万ユーロの予算が組まれた。更に、2001 年度の税計画[tax plan]では、2001 年度以降に毎年約 27 百万ユーロの追加的な充当が決定されたが、これは、前述の対象範囲の拡張に伴う措置である。

## 8. 評価

### ■一般燃料税

第1次オランダグリーン税制委員会が、1996年に価格弾性値を用いたモデル計算による定量的評価（事後評価）を行っているが、それによれば、一般燃料税を導入しなかったと仮定して算出した1994年1年間の排出量と実際の排出量とを比較した場合、170万トン-CO<sub>2</sub>の削減効果があったと推計された。

### ■エネルギー規制税

SEO研究所（アムステルダム大学経済学部を母体に設立された研究所）が、2001年に価格弾性値を用いてエネルギー規制税導入に伴う消費削減量を推定した（事後評価）。それによれば、民生家庭部門における天然ガス使用量が、エネルギー規制税を導入しなかったと仮定して算出した1999年1年間の使用量と実際の使用量とを比較した場合、2.3%減少したと推計された。また、民生家庭部門における電気使用量の変化として、エネルギー規制税を導入しなかったと仮定して算出した1999年1年間の使用量と実際の使用量とを比較した場合、6.3%減少したと推計された。

<参考文献>

- オランダ住居・国土計画・環境省(2001), THIRD NETHERLANDS' NATIONAL COMMUNICATION ON CLIMATE CHANGE POLICIES Prepared for the Conference of the Parties under the Framework Convention on Climate Change.
- オランダ財務省(2002), Taxation in the Netherlands 2002.
- Wijngaart, R. van den and Ybema, J.R. (2002), Reference projection for greenhouse gases in the Netherlands Emission projections for the period 2001-2010.
- オランダ住居・国土計画・環境省(2002), The Netherlands' Environmental Tax on Fuels Questions and Answers.
- オランダ住居・国土計画・環境省(2002), The Netherlands' Regulatory Tax on Energy Questions and Answers.
- Heineken, K.A.(2002), The History of the Dutch Regulatory Energy Tax. How the Dutch introduced and expanded a tax on small-scale energy use. Paper prepared for the Third Annual Global Conference on Environmental Taxation, Woodstock, VT, USA, April 12 – 13, 2002

## 1. 排出状況

ドイツでは、2000年に国家気候保全プログラム（nationales Klimaschutzprogramm）を閣議決定し、温暖化対策に取り組んできた。京都議定書の温室効果ガス削減目標は、1990年比21%の削減（2008-2012年）と設定されているが、二酸化炭素については、2000年度時点で既に15.4%削減してきている。

2000年までの削減量を基に連邦環境庁が行った試算によると、削減の内訳としては、東西ドイツ統合によるエネルギー転換や工場のエネルギー効率改善の効果が大きいものの、削減量全体の40%（1990年比で6%分）は、温暖化防止のための施策に基づくものとされている。

表 14 二酸化炭素の部門別排出量の推移（単位：kt-CO<sub>2</sub>）

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000/1990
エネルギー転換部門	412,896	398,899	376,304	366,002	362,678	349,243	352,798	336,919	340,324	329,848	337,466	81.7%
産業部門（農林業除く）	196,457	173,008	159,701	147,771	149,378	157,537	151,041	149,729	144,518	137,376	139,425	71.0%
運輸部門	162,281	165,953	171,661	176,532	172,899	176,549	176,632	177,174	180,451	186,108	182,910	112.7%
民生部門と農林業部門	203,439	204,882	188,877	197,590	187,470	190,951	215,811	201,239	192,635	177,862	170,159	83.6%
工業プロセス	27,668	24,814	25,389	25,262	26,954	26,312	24,502	25,138	25,648	26,021	26,149	94.5%
廃棄物												-
その他	11,760	8,395	6,375	5,111	4,732	3,073	2,301	2,450	2,387	2,031	1,799	15.3%
合計	1,014,501	975,951	928,307	918,268	904,111	903,665	923,085	892,649	885,963	859,246	857,908	84.6%

出所：UNFCCC データベース

注：上表中のその他は土地利用の変化、燃料からの漏出、その他の燃料の燃焼を含む。

<sup>15</sup>為替レートは、1EUR=131.39円（2004年3月23日時点）を用いた。

## 2. 今までの取組

2000年に策定された国家気候保全プログラムに基づき施策を実施。第3次国別報告書においては、下表の通りの効果を見込んでいる。

部門	対策	2008-2012年の削減目標 (100万 t-CO <sub>2</sub> )
部門横断	環境税制改革	20
	政府の自主的なCO <sub>2</sub> 排出削減計画	—
エネルギー転換	再生可能エネルギー法バイオマス令	50
	小型を含むCHP（コージェネレーション）の拡大、燃料電池の導入	23
産業	産業界との協定	10
	エネルギー効率改善のための設備投資への融資	—
	省エネ法の強化	—
	冷凍・冷蔵庫の維持管理命令	3.6
民生	省エネ法の強化	—
	KfW（復興金融公庫）CO <sub>2</sub> 建物改築プログラム	—
	家電製品の省エネ化	—
	民生部門における温暖化防止キャンペーン	—
運輸	低硫黄燃料の税制優遇	—
	鉄道の構造改革	—
	トラックに対する距離及び排出量に応じた高速道路通行料金	—
	GHG排出量ベースの自動車税見直し	—
	GHG排出量ベースの空港着陸料の導入	—
農林業	肥料令の適正な執行	2.1
	森林の維持管理・保全	30（吸収）
	バイオガスの利用	1.4

出所：UNFCC ドイツ第3次国別報告書

### 3. 税導入の経緯、概要

ドイツでは、環境税という新しい税目ではなく、電気税の新設、鉱油税の値上げ、環境に有害な租税特別措置の是正などをまとめて環境（エコ）税制改革と呼ばれている。鉱油税の値上げ分だけをエコ税と呼ぶ場合もある。

政党、NGO、環境省などがそれぞれに環境税及びその用途の提案を行い、議論が活発になり、1999年に導入された。法的には以下のような取組がとられてきている。

1999年：環境税制改革の導入に関する法律

2000年：環境税制改革の継続に関する法律

2003年：環境税制改革の更なる発展に関する法律

主要な燃料種の税額は以下の表のように変わってきている。

表 15 主要な燃料種別の税額の変遷

	単位	～1999年 3月31日	既存の税 [EUR/t-C]	1999年4月1日	2000年1月1日	2001年1月1日	2002年1月1日	2003年1月1日	環境税制改革 による引き上 げ分
石炭		—		—	—	—	—	—	—
電気	セント/kWh	—		1.02	1.28	1.54	1.8	2.05	2.05
動力用									
ディーゼル	セント/L	31.7	442.9	34.77	37.84	40.91	43.98	47.04	15.34
ガソリン	セント/L	50.11	791.4	53.18	56.25	59.32	62.39	65.45	15.34
暖房用									
暖房軽油	セント/L	4.09	57.1	6.14	6.14	6.14	6.14	6.14	2.05
暖房重油	セント/kg	1.53	16.9	1.53	1.79	1.79	1.79	2.5	0.97

この環境税制改革を導入するための議論では、当初は緑の党、環境省の案など温暖化対策のための目的税とすべきという提案が多かった。しかし、最終的には、そのほとんどを年金に充てることにより、実質的に税収中立となるようにした。環境税制改革は、労働に係る税負担と環境負荷の二つの問題を同時に減少させるものである。税収のうち環境目的に使われている額はそれほど多くない。なお、税率は1999年4月の最初の引上げ以降は2003年1月まで段階的に引き上げられてきた。

主な課税対象と税率は表 166 に示した通りであるが、参考までに既存エネルギー税（鉱油税）についても同様に示した。

表 16 主な課税対象と税率<sup>16</sup>

		環境税制改革による引上げ分*				既存エネルギー税制 (鉱物油税)	
		税率		炭素換算			
交通用	ガソリン（無鉛）	153.40	EUR/kl	242.27	EUR/t-C	501.10	EUR/kl
		20,155.23	円/kL	31,831.75	円/t-C	65,839.53	円/kL
	ディーゼル/軽油	153.40	EUR/kl	214.33	EUR/t-C	317.00	EUR/kl
		20,155.23	円/kL	28,160.41	円/t-C	41,650.63	円/kL
	航空機燃料（ケロシン）	—	EUR/kl	—	EUR/t-C	501.00	EUR/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	65,826.39	円/kL
その他	軽油	20.50	EUR/kl	28.64	EUR/t-C	40.90	EUR/kl
		2,693.50	円/kL	3,763.29	円/t-C	5,373.85	円/kL
	重油	9.70	EUR/t	10.72	EUR/t-C	15.30	EUR/t
		1,274.48	円/t	1,408.64	円/t-C	2,010.27	円/t
	LPG	35.06	EUR/t	42.82	EUR/t-C	25.60	EUR/t
		4,606.53	円/t	5,626.53	円/t-C	3,363.58	円/t
	灯油	20.50	EUR/kl	30.16	EUR/t-C	40.90	EUR/kl
		2,693.50	円/kL	3,963.25	円/t-C	5,373.85	円/kL
	石炭	—	EUR/t	—	EUR/t-C	—	EUR/t
		—	円/t	—	円/t-C	—	円/t
天然ガス	0.0037	EUR/kWh	76.3843	EUR/t-C	0.00	EUR/kWh	
	0.49	円/kWh	10,036.13	円/t-C	0.24	円/kWh	
電気	0.0205	EUR/kWh	*	EUR/t-C	—	EUR/kWh	
	2.69	円/kWh	*	円/t-C	—	円/kWh	

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省（2003年7月）『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 灯油については、軽油と同じ税率を想定している。

注3) 1kWh=860kcal, 1kcal=4.18065kJ とした。

注4) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

#### 4. 納税義務者

電気税の納税義務は、電気供給業（供給者）から国内の最終消費者に電気が買い取られる際に成立する。最終消費者とは、電力を他のエネルギー形態への転換によって消費するものを指す（下流課税）。

電力税の大半は電力供給者が納税者である。全ての電力供給者は定期的（月 or 年）に納税する。

鉱物油税の納税義務は、個人、企業等の区別無く消費する際に成立する（下流課税）。鉱物油への課税は大半が鉱物油供給会社からであり、電力と同様に定期的に納税する。

<sup>16</sup>環境税制改革の前後の税率についてはドイツ財務省(2004.2), "Die Okologische Steuerreform Einstieg, Fortfuhrung und Fortentwicklung zur Okologischen Finanzreform"を参照した。なお、LPGにかかる税率のみ、ドイツ環境省(2003.1), "The ecological tax reform: introduction, continuation and further development to an ecological financial reform"を参照した。既存エネルギー税（炭化水素油税）の税率については、EU (2000.6) " Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland"を参照した。

## 5. 温暖化防止のための税制とこれに関連する施策

2000年11月に行われた気候変動に関する連邦政府とドイツ産業界の協定では、2012年までに産業界が温室効果ガス排出量を1990年比35%削減することとなっている。その一方で、産業競争力に配慮しない形での、環境税制改革を政府は行わないこととされている。

## 6. 減免措置

環境税制改革における主な減免措置は次の通りである。詳細は、別紙を参照のこと。

表 17 主な減免措置

部門	競争力／社会的影響／環境影響への配慮
農林水産業	<p>【競争力への配慮】</p> <p>農林業用ディーゼルは、税率を25.56セント/Lとする。</p>
エネルギー転換	<p>【環境影響への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CHP（コージェネレーション）施設への軽減。</li> <li>・ 高効率天然ガスコンバインドサイクル発電（57.5%以上）については稼働してから5年間は鉱油税とエコ税を免除。</li> <li>・ 再生可能エネルギーによる発電の電気税免除</li> </ul>
産業	<p>【競争力への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業、農林漁業事業者に対しては、税額が自動的に60%に引き下げられる。</li> <li>・ 税負担額が社会保険料軽減額分の1.2倍を上回る場合、上回った部分の95%は払わなくてよい。</li> </ul>
民生	<p>【社会的影響への配慮】</p> <p>99年4月以前に導入された夜間蓄熱暖房については06年年末まで税を4割減とする。</p>
運輸部門	<p>【環境影響への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫黄分が10ppm以上の交通用燃料には、1リットル当たり1.53セント重課</li> <li>・ 地域公共交通で使う燃料の税金の10%程度の減額</li> <li>・ 鉄道とトロリーバスへの軽減</li> </ul>

## 7. 収支

### (1) 税収

1999年：43億ユーロ	(約5,700億円)
2000年：88億ユーロ	(約1兆1,600億円)
2001年：118億ユーロ	(約1兆5,500億円)
2002年：143億ユーロ	(約1兆8,800億円)
2003年：186億ユーロ(見込み)	(約2兆4,400億円)
2004年：189億ユーロ(見込み)	(約2兆4,800億円)

### (2) 使途(2003年)

税収のうち90%弱(164億ユーロ[約2兆1,500億円])を年金保険料の負担軽減に充当。これにより、税収中立と同様の効果を確保している。

残りは、KfW(復興金融公庫)CO<sub>2</sub>建物改築プログラム、旧式夜間蓄熱暖房システムの段階的廃止、再生可能エネルギーの普及等環境対策に使用している。

## 8. 評価

他の施策との兼ね合いもあり、環境税制改革だけの効果を見ることは難しいが、試算や環境税制改革後の状況を見ると以下の通りとなる。

第3次国別報告書では、環境税制改革の効果として、2005年において1,000万t-CO<sub>2</sub>(1990年のCO<sub>2</sub>排出量比0.99%)、同じく2010年において2,000万t-CO<sub>2</sub>(1990年のCO<sub>2</sub>排出量比1.97%)の排出削減効果を見込んでいる。

また、環境税制改革だけの効果ではないが、税導入後の2001年-2003年は、道路交通用燃料の使用が前年度比で毎年、2.9%、4.3%、1.5%減少している。

さらに、企業の年金の負担額が徐々に減少するとともに、2003年までに25万人の雇用が生まれているともされている。

<参考文献>

- Bundes Ministerium der Finanzen, Die ökologische Steuerreform ist effektiver Umweltschutz, 2004 Januar
- Bundes Ministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, Die Ökologische Steuerreform Einstieg, Fortführung und Fortentwicklung zur Ökologischen Finanzreform, 2004 Februar
- 諸富徹(2002)「温暖化対策における環境税の位置づけとその方向」『租税研究』
- Ministry of Environment, “The ecological tax reform: introduction, continuation and further development to an ecological financial reform”
- Federal Statistical Office Germany, “Total revenues from environment-related taxes and charges”

別紙：減免措置

事 項		項 目	概 要（1 EUR=1.95583DM）	主な根拠規定	備 考
免 税	非 課 税	再生可能エネルギー（電気税）	電気が最終消費者としての自家生産者によって取り出される場合は非課税となる。電気が専ら再生可能エネルギー源から供給される配電網またはそのような配電線から取り出される場合は非課税となる。	環境税制改革の導入に関する法律 第 9 条 非課税、税軽減(1)	電 気 税 法
			電気が再生可能エネルギー源から生産され、専ら再生可能エネルギー源から供給される配電網等から取り出される場合、電気が発電のために取り出される等の場合は非課税となる。	電気税法 第 9 条 非課税、税軽減	
	軽 減 税率	夜間蓄熱式暖房（電気税）	電気が夜間蓄熱式暖房の運転用に取り出される場合、1MWh あたり 10.00DM(5.11EUR)の軽減税率が適用される。（ただし、1999 年 4 月 1 日以前に設置された場合のみ）	環境税制改革の導入に関する法律 第 9 条 非課税、税軽減(2)	電 気 税 法
			1999 年 4 月 1 日より前に設置された夜間蓄熱式暖房の運転用に取り出された場合、1MWh あたり、次の軽減税率が適用される。 2000 年 1 月 1 日から 2000 年 12 月 31 日まで 12.50DM (6.39EUR) 2001 年 1 月 1 日から 2001 年 12 月 31 日まで 15.00DM (7.67EUR) 2002 年 1 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日まで 9.00EUR (4.60EUR) 2003 年 1 月 1 日以降 10.20EUR	電気税法 第 9 条 非課税、税軽減(2)	

事 項		項 目	概 要 ( 1 EUR=1.95583DM)	主な根拠規定	備 考
軽 減 税率	公 共 輸 送 鉄 道 (電気税)	事業所内の作業輸送および鉱山鉄道を除く鉄道輸送またはトロリーバスによる輸送の車両運行用は、1MWh あたり 10.00DM(5.11EUR)の軽減税率が適用される。	環境税制改革の導入に関する法律 第 9 条 非課税、税軽減(2)	電 気 税 法	
		トロリーバスによる輸送、鉄道輸送（事業所内の作業輸送および鉱山鉄道を除く）の車両運行用は、1MWh あたり、次の軽減税率が適用される。 2000年1月1日から2000年12月31日まで 12.50DM (6.39EUR) 2001年1月1日から2001年12月31日まで 15.00DM (7.67EUR) 2002年1月1日から2002年12月31日まで 9.00EUR (4.60EUR) 2003年1月1日以降 10.20EUR	電気税法 第 9 条 非課税、税軽減(2)		
免 税	軽 減 税率	製 造 事 業 者 及 び 農 林 事 業 者 (電 気 税)	電気が製造事業者または農林事業者により、事業利用を目的として1暦年に 50MWh を超えて取り出される場合、1MWh 当たり 4.00DM(2.05EUR)の軽減税率が適用される。	環境税制改革の導入に関する法律 第 9 条 非課税、税軽減(3)	電 気 税 法
			電気が製造事業者または農林事業者により、事業利用を目的として取り出される場合、1MWh あたり、次の軽減税率が適用される。 2000年1月1日から2000年12月31日まで 5.00DM(2.56EUR) 2001年1月1日から2001年12月31日まで 6.00DM(3.07EUR) 2002年1月1日から2002年12月31日まで 3.60EUR(1.84EUR) 2003年1月1日以降 4.10EUR	電気税法 第 9 条 非課税、税軽減(3)	

事 項		項 目	概 要 ( 1 EUR=1.95583DM)	主な根拠規定	備 考
	非 課 税	小規模電気事業者 (電気税)	電気が定格出力2MW以下の設備で生産され、当該設備を操業するか、操業させる者が提供する場合は、非課税となる。	電気税法 第 9 条 非課税、税軽減(1)3	
	軽 減 税率	コージェネレーション設備 (鉍油税)	月間または年間の使用効率が 70%以上の CHP(コージェネレーション)で使用されたガスオイルについては、1,000 リットルあたり、120.00DM [61.35EUR]の軽減税率が適用される。	鉍油税法 第 25 条 課税領域内の免除、還付または払戻 (3a)	

別紙： 税収使途

使 途	内 容	金 額																		
<p>年金保険料の負担軽減</p>	<p>鉱油税及び電気税の環境税制改革における増収分のほとんどを年金保険料の負担軽減に充てることとしている。</p> <p style="text-align: center;">単位：10 億 EUR</p> <table border="1" data-bbox="719 432 1494 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>1998</th> <th>1999</th> <th>2000</th> <th>2001</th> <th>2002</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税収額合計</td> <td>4.3</td> <td>8.8</td> <td>11.8</td> <td>14.6</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>年金保険料引き下げ率 [%]</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境税制改革による増収額（鉱油税及び電気税以外の税収を含む。）及び年金保険料の引き下げ率は上表のとおり。1999 年から 2001 年までは実績値、2002 年は推計値である。税収額の増加とともに、年金保険料の引き下げ率も大きくなっている。</p> <p>2003 年の環境税制改革による増収額 188 億ユーロのうち、約 170 億ユーロ（90%以上）が年金保険の財源として支出される。年金保険料の負担率は、1998 年の 20.3%から 2003 年の 19.5%に引き下げられる（環境税制改革がなかった場合、年金保険料負担率は 2003 年に 21.2%となる）。</p>		1998	1999	2000	2001	2002	税収額合計	4.3	8.8	11.8	14.6	18.8	年金保険料引き下げ率 [%]	0.6	1.0	1.3	1.5	1.7	<p>税収の 90 パーセント程度</p>
	1998	1999	2000	2001	2002															
税収額合計	4.3	8.8	11.8	14.6	18.8															
年金保険料引き下げ率 [%]	0.6	1.0	1.3	1.5	1.7															
<p>再生可能エネルギーの利用促進（市場インセンティブプログラム）</p>	<p>ソーラーパネル、学校への太陽電池の設置、固体バイオマス発電所、小型のバイオガス及び水力発電所、地熱発電所の利用をさらに広げることを目的として助成金を支出する。</p>	<p>2003 年 1.9 億ユーロ</p>																		
<p>建物の改善に対する支出</p>	<p>2003 年から実施。電気エネルギーの削減又は熱効率の向上のための建物の改善に対し支出する。</p>	<p>1.5 億ユーロ</p>																		

旧式夜間蓄熱暖房システムの段階的廃止	2003年から実施。旧式のシステム（熱効率が悪く、環境負荷が大きいと推察される）の廃止に要する費用に充てる。	1億ユーロ
--------------------	--	-------

## 1. 排出状況

英国では、2000年に英国気候変動プログラム（The UK's Climate Change Programme）を策定し、温暖化対策に取り組んできた。京都議定書の温室効果ガス排出削減目標は、1990年比12.5%の削減（2008-2012年）と設定されており、国内での目標値は2010年のCO<sub>2</sub>排出量を1990年比20%削減としている。

過去10年来、英国の経済発展に伴い、交通の利用拡大、都市化の進展、家庭からのエネルギー消費量の増大などのトレンドがあったにもかかわらず、英国の温室効果ガスの排出量は減少した。温室効果ガス全体で1990年比14.5%の削減が1999年に得られ、また同期間にCO<sub>2</sub>は9%、メタンは28%、亜酸化窒素は36%削減したと報告されている。

1990年代、英国ではエネルギー市場の自由化が進む、その影響で燃料転換などが生じている。その効果は、UNFCCC英国第2回国別報告書では62.3Mt-CO<sub>2</sub>（すなわち17.0Mt-C）と評価されている。これは、2000年時点での二酸化炭素削減量35.2Mt-Cの約半分に達している。

表 188 二酸化炭素の部門別排出量の推移（単位：kt-CO<sub>2</sub>）

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000/1990
エネルギー転換部門	228,089	226,050	215,977	199,254	196,560	197,766	197,680	183,447	189,067	180,843	190,833	83.7%
産業部門（農林業除く）	94,133	94,819	93,761	92,436	93,858	91,653	92,534	93,229	90,434	89,698	86,510	91.9%
運輸部門	116,581	116,058	117,503	118,691	119,035	117,928	122,554	123,624	122,763	123,488	123,046	105.5%
民生部門と農林業部門	117,803	128,060	124,204	127,448	122,156	117,745	130,910	120,908	121,960	120,810	121,224	102.9%
工業プロセス	14,148	11,772	11,156	11,286	12,461	12,504	13,314	12,585	12,352	13,157	13,111	92.7%
廃棄物	812	806	781	722	580	569	554	208	208	208	208	25.6%
その他	12,139	9,734	9,593	9,108	11,283	9,209	9,415	8,717	8,332	8,286	7,811	64.3%
合計	583,705	587,299	572,975	558,945	555,933	547,374	566,961	542,718	545,116	536,490	542,743	93.0%

出所：UNFCCC データベース

注：上表中のその他は土地利用の変化、燃料からの漏出、その他の燃料の燃焼を含む。

<sup>17</sup>為替レートは、1GBP=197.00円（2004年3月23日時点）を用いた。

## 2. 今までの取組

英国では、2000年に「英国における気候変動プログラム（The UK's Climate Change Programme）」を発表した。これによると、2008年～2012年までに1990年水準の12.5%までの温室効果ガスの削減と同時に、2010年までに二酸化炭素の排出量を20%以下の水準まで抑えることを目的としている。同計画では、気候変動税、気候変動協定、国内における排出取引スキーム等が含まれる。

表 199 英国政府の温室効果ガス対策のリスト

部門	対策	2010年削減目標 (100万t-C)
エネルギー転換	非化石燃料協定（再生可能なエネルギーの利用率を全電力の5%の水準まで引き上げ）	1.5
	再生可能エネルギーの促進のための各種対策	2.5
産業	気候変動税	2.0
	気候変動協定	2.5
	気候変動税パッケージに基づくエネルギー効率化対策	0.5
	排出量取引制度	2.0
民生	建築物規則の改正	1.4
	エネルギー利用効率化のための各種対策	2.6-3.7
	地域暖房システム計画	0.9
	新しい家庭の省エネスキーム（ヒーティングや絶縁材の改善のための包括的なパッケージの提供）	0.2
	家電製品に対する基準、ラベル制度の実施	0.2-0.4
運輸	個別エネルギーに対する燃料課税の増税	1.8
	自動車税の改革などの自動車対策	4.0
	英国交通10年計画の実施	1.6
	配送システムの改善	0.1
廃棄物	廃棄物戦略の実施とEU埋立処分場指令の適用	0.1-0.5
農林業	植林	0.6
公共	建築物規則の改定と公共部門目標	0.1
合計		17.95

出所：UNFCCC 英国第3次国別報告書

### 3. 税導入の経緯、概要

1997年、環境に関する税についての政策が公表された後、排出量取引のパイロット調査と産業及び商業のエネルギー消費に対する税の導入を提案した「マーシャル卿報告書<sup>18</sup>」が発表された。これに基づき、排出量取引と税システムの並行した検討が行われた。1999年の政府予算案の中に、産業及び商業のエネルギー消費に対する税、通称気候変動税の導入が盛り込まれ、2001年4月より導入された。同制度では、エネルギー集約産業が政府との間で気候変動協定を締結した場合には、気候変動税の税率を軽減する措置を導入している。また、家庭に対しては、燃料コストの負担が困難であるため、同税は産業や商業部門を対象とした税とし、民生家庭部門は課税対象外となっている。

1997年7月：「環境に関する税についての政策」の公表

1998年11月：「経済的手法とエネルギーのビジネス使用」に関するマーシャル卿報告書の発表

1993年3月：政府予算案の中に2001年4月から気候変動税の導入を盛り込み。協定と気候変動税の組み合わせによる第1次提案が提出された。

2000年7月：法案が議会を通過

2001年4月：気候変動税の導入

なお、既存エネルギー税である炭化水素油税（Hydrocarbon oil tax）の課税対象であるガソリン等の炭化水素油及び道路交通用ガス燃料は、気候変動税の課税対象ではない。また税収は一般財源に組み入れられる<sup>19</sup>。これらについても、表20に併せて示している。

---

<sup>18</sup> マーシャル卿は、当時の英国産業連盟会長である。財務省からの委託によりタスクフォースを設置して新しい政策を検討し、報告書として発表した。

<sup>19</sup> EU Database on Environmental Taxes in the European Union member states, plus Norway and Switzerland Evaluation of Environmental Effects of Environmental taxes

表 20 主な課税対象と税率<sup>20</sup>

		気候変動税				既存エネルギー税制 (炭化水素油税)	
		税率		炭素換算			
交通用	ガソリン（無鉛）	—	GBP/kl	—	GBP/t-C	488.20	GBP/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	96,175.40	円/kL
	ディーゼル/軽油	—	GBP/kl	—	GBP/t-C	478.20	GBP/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	94,205.40	円/kL
航空機燃料（ケロシン）	—	GBP/kl	—	GBP/t-C	546.80	GBP/kl	
	—	円/kL	—	円/t-C	107,719.60	円/kL	
その他	軽油	—	GBP/kl	—	GBP/t-C	31.30	GBP/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	6,166.10	円/kL
	重油	—	GBP/t	—	GBP/t-C	27.80	GBP/t
		—	円/t	—	円/t-C	5,476.60	円/t
	LPG	9.60	GBP/t	11.73	GBP/t-C	—	GBP/t
		1,891.20	円/t	2,309.96	円/t-C	—	円/t
	灯油	—	GBP/kl	—	GBP/t-C	31.30	GBP/kl
		—	円/kL	—	円/t-C	6,166.10	円/kL
	石炭	11.70	GBP/t	17.80	GBP/t-C	—	GBP/t
		2,304.90	円/t	3,506.82	円/t-C	—	円/t
天然ガス	0.0015	GBP/kWh	30.97	GBP/t-C	—	GBP/kWh	
	0.30	円/kWh	6,100.42	円/t-C	—	円/kWh	
電気	0.0043	GBP/kWh	*	GBP/t-C	—	GBP/kWh	
	0.85	円/kWh	*	円/t-C	—	円/kWh	

注1) 炭素換算の税率を算定するに当たっては、環境省（2003年7月）『事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)』より、発熱量及び排出係数を用いた。

注2) 1kWh=860kcal, 1kcal=4.18065kJ とした。

注3) 電気については、我が国と電源構成が異なり排出係数が不明であるため炭素換算の税率は算定していない。

#### 4. 納税義務者

納税義務者は、課税対象を供給する者。すなわち小売段階から最終消費者段階。  
(下流課税)

#### 5. 温暖化防止のための税制とこれに関連する施策

気候変動税と気候変動協定及び排出量取引制度を組み合わせたポリシーミックスを展開している。エネルギー多消費産業は、政府との間で気候変動協定を締結し、協定による温室効果ガス排出量またはエネルギー消費の削減に関する目標（絶対値目標／原単位目標の両方が可）を実現した場合に、気候変動税の80%の軽減措置を受けることができる。この目標達成のために排出量取引市場から排出枠を購入し調達することが可能である。加えて、

<sup>20</sup> 気候変動税の税率については、英国の2000年財政法(<http://www.hmso.gov.uk/acts/acts2000/00017--f.htm#30>)を参照した。また、既存エネルギー税（炭化水素油税）の税率については、EU（2000.6）"Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland"を参照した。

この目標を超過達成すると排出枠が交付されることとなっている（ベースライン・アンド・クレジット方式）。なお、電力については需要家に気候変動税が課税されるため、電力会社は気候変動税の納税義務者ではないため、協定の締結対象にはならない。

また、2005年1月からはEUの排出量取引制度が開始される。2003年末の英国政府の発表では、気候変動税の減税措置をEU排出量取引制度対象施設に対しても適用する見込みであるとしている。具体的な気候変動税とEU排出量取引との二重責務の履行可能性に対する整合性の確保については現時点では明らかになっていない。

## 6. 軽減措置

気候変動税は、産業及び商業エネルギーの消費を対象としている。特に下表に示すものに対しては軽減措置を導入している。

表 201 気候変動税の軽減措置の概要（詳細は別紙の通り）

税の名称	気候変動税
公共交通、小規模消費者等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関へのエネルギー供給は免税</li> <li>・ 家庭部門は課税対象外</li> <li>・ 非営利活動のための慈善用は課税対象外</li> <li>・ 少量の燃料、電力供給は課税対象外<sup>21</sup></li> </ul>
産業部門に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料として使用されない供給は免税（電気分解工程で消費される電気等）</li> <li>・ 原料用途は免税（鉄鋼業における石炭消費等）</li> <li>・ 発電用燃料は免税</li> <li>・ 気候変動協定締結により 20%に軽減</li> <li>・ 園芸生産者は 50%に軽減</li> </ul>
コージェネレーション（CHP）、再生可能エネルギー等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率 CHP 発電へのエネルギー供給は免税</li> <li>・ 再生可能資源により発電された電気は免税</li> <li>・ パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は免税（5年間）</li> </ul>

<sup>21</sup>以下の供給は課税対象外。家庭用燃料として販売の用に供される 1 t 以下の石炭又はコークス。月 4,397kWh 以下のパイプ供給のガス、気体状石油ガス。月 1,000kWh 以下の電気供給。50 キロ未満のボンベにより供給される LPG

## 7. 収支

### (1) 税収

各年度の税収は以下の実績及び見込みである。

2001 年度：6 億ポンド（1182 億円）

2002 年度：8 億ポンド（1576 億円）

2003 年度：9 億ポンド（見込み）（1773 億円）

### (2) 使途

2001 年時点で見ると、税収の 8.4%（5050 万ポンド）がエネルギー効率対策として活用され、また省エネ投資に対する控除拡大の実施のための財源は税収の 11.7%（7000 万ポンド）が活用される。残りの約 80%は雇用者の社会保険料負担額削減のための財源として活用される。

なお、詳細は、別紙参照。

## 8. 評価

気候変動税の導入により、下表に示す導入効果が期待されている。

表 212 気候変動税の二酸化炭素削減効果

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
CO <sub>2</sub> 削減効果 (Mt-C)	1.0	2.0	2.0	2.0

出所：Department for Environment, Food & Rural Affairs(DEFRA) (2001) The UK's Third National Communication Under United Nations Framework Convention on Climate Change

<参考文献>

- Department for Environment, Food & Rural Affairs(DEFRA) (2001) The UK's Third National Communication Under United Nations Framework Convention on Climate Change
- Department for Environment, Food & Rural Affairs(DEFRA) 排出量取引に関する Web サイト <http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/>
- UNFCCC の Web サイト

別紙：税収の使途（2001年度）

使 途	内 容	金 額	
エ ネ ルギ 効 率 対 策 等	<p>Carbon Trust（2001年4月に政府により設立された独立の非営利企業。年間の資金規模は約50百万ポンドである。資金は約3分の2が気候変動税の税収で、資金の総額はDEFRAからの助成金等からなる。）が行う「アクション・エネルギー・プログラム」（エネルギー効率・ベストプラクティス・プログラムを2002年6月に改称）の実施。内容は次の3つ。</p> <p>(1) 非家庭部門のエネルギー使用者に対する情報提供及び専門家による無料アドバイス</p> <p>(2) 中小企業の省エネルギー機器購入に対する無利子融資制度（Energy Loan）</p> <p>(3) 新たな炭素排出削減技術の開発を促進するためのローカーボン・イノベーション・プログラム（Low Carbon Innovation Programme）の実施。</p>	約3350万ポンド／年間	
	再生可能エネルギー分野への支援	DTI（貿易産業省）が行う。	約1300万ポンド／年間
	エネルギー作物事業	DEFRA（環境食料農村地域省）が行う。	約400万ポンド／年間
省エネ投資に対する資本控除拡大制度（Enhanced Capital Allowance）実施のための財源	特定の省エネルギー技術を用いた設備を導入するための投資について、当該設備を導入した年度において要した費用の100%を納税者の利益から差し引くことを認め、投資を促進する。ボイラー、モーター、CHP（コージェネレーション）、照明、太陽熱利用システム等の12分野での2,500を超える認定製品（「エネルギー技術リスト」に掲載）が対象。	2001/2002年（見込）：7000万ポンド 2002/2003年（見込）：1.30億ポンド	
雇用者の国民保険負担額の削減のための財源		税収のうち上欄を除いた額 約8割（2001年）	

出所：Budget Report、Pre-Budget Report等の英国政府予算関係資料、英国国会資料、Carbon Trust プレス資料

別紙：減免措置

事 項		項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
課税対象外 ( Excluded supplies)		家庭用 (domestic use) または慈善用 (non-business use of charities) の供給	<p>家庭用の供給、非営利活動のための慈善用供給は課税対象外 (ただし、病院、ホテル、旅館、刑務所等の一部の居住施設は課税される)。</p> <p>家庭用とは具体的には以下の供給を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用燃料として販売の用に供される 1 t 以下の石炭又はコークス。</li> <li>・ 月 4,397kWh 以下のパイプ供給のガス、気体状石油ガス</li> <li>・ 月 1,000kWh 以下の電気供給</li> <li>・ 50 キロ未満のボンベにより供給される LPG 等</li> </ul>	2000 年財政法 附則 6 8 9 Notice CCL1/3 2.1-2.6	
				2000 年財政法 附則 6 9 Notice CCL1/3 2.5	
免税 (Exemption)	0 % に軽減	国内で燃焼・消費されない供給	<p>国外へ輸出される課税商品 (エネルギー) の供給は免税。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の中間消費者が輸出供給を行う場合には、英国の供給者に対し、商品を輸出する意思があり、それを英国に戻す意思がないことを、供給が行われる前に通知しなければならない。</li> <li>・ 国外に供給を行う場合、供給者は商品が英国外に移されたことを証明する証拠書類を保有し、関税庁に提示できるようにしておかなければならない。</li> </ul>	2000 年財政法 附則 6 11 Notice CCL1/3 3.2	認定証 (certification) により免税

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
	LPG 及び固形燃料 (solid fuel) の再販売	<p>供給者の目的が、商品の燃焼ではなく、固形燃料または LPG を非課税の用途で他者に販売することに限定されている場合、免税を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口の LPG 販売や固形燃料について、卸売業者・小売業者は、供給者に対し、供給を行う前に、再販売(onward supply)のために供給する意思を通知しなければならない。</li> <li>・ただし、卸売業者・小売業者が最終使用者に対し、課税対象となる供給を行う場合は、卸売業者／小売業者は登録を行い、その供給に対して課税を受けなければならない。</li> </ul>	Notice CCL1/3 3.3	認 定 証 (certification) により免税
	輸送に使用される供給	線路への送電、フェリーへの動力供給等は免税（ただし、娯楽、レクリエーション等の乗客輸送、駅の照明・暖房、信号等は課税対象）。	2000 年財政法 附則 6 12 Notice CCL1/3 3.5	認 定 証 (certification) により免税
	電力以外の生産者への課税対象商品の供給	<p>課税商品の他者への供給が電気の供給でなく、以下の目的において自らが使用する場合には免税される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力以外の課税商品の生産</li> <li>・炭化水素油 (hydrocarbon oil) 又は道路燃料ガス (road fuel gas) 等の生産</li> <li>・1979 年炭素水素油税法で規定された代替燃料の生産等</li> </ul>	2000 年財政法 附則 6 13 Notice CCL1/3 3.6	認 定 証 (certification) により免税
	電力生産者への供給 (自己供給以外)	発電所における電力生産のための課税商品の供給は免税（ただし、電力生産のために供給された商品を受領した電力供給者が使用する場合は免税対象とはならない）。	2000 年財政法 附則 6 14 Notice CCL1/3 3.7	認 定 証 (certification) により免税

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
	熱電併給発電施設 (CHP) への供給 (自 己供給以外)	熱電併給発電施設への免税の適用は、施設の登録、申 告、環境食糧農林省 (DEFRA) による CHP 品質保証 (CHPQA) の認定、国務大臣による免税認定証の保 有などの有無によって決定 (免税適用には供給認定証 も必要)。	2000 年財政法 附則 6 15、16、148、 149 Notice CCL1/3 3.8	認 定 証 (certification) により免税
	燃料として使用されな い供給	供給される者が、燃料以外 (暖房用燃料及び動力用は 除く) に使用する場合は免税。  例) ・電気分解において使用される電気 ・炭素フィルター (carbon filter) 生産用の原料で ある石炭	2000 年財政法 附則 6 18 Notice CCL1/3 3.10	認 定 証 (certification) により免税
	再生可能資源 (renewable sources) に よる電気	化石燃料または原子燃料以外のエネルギーから発電 された電気は再生可能資源による電気として免税 (風 力発電、10 メガワットまでの水力発電、太陽光発電、 都市ごみ・産業廃棄物発電、農林業廃棄物発電等)。	2000 年財政法 附則 6 19、20 Notice CCL1/3 3.11	
20% に 軽 減	気候変動協定を締結し た者への供給 (軽減税 率供給)	気候変動協定が適用される供給については、20%に軽 減。	2000 年財政法 附則 6 44	認 定 証 (certification) により免税
50% に 軽 減	園芸生産者への供給 (半額税率供給)	2001 年 4 月 1 日から 5 年間の暫定措置として、園芸生 産者の特定供給 (建物の暖房・照明、土壌の殺菌消毒 等ための供給) に対し、50%の減免措置を適用。	2000 年財政法 附則 6 43 Notice CCL1/3 5.2	認 定 証 (certification) により免税

